

| | | |
|-----------------|----------------|-------------|
| 株式会社 ショーバレーラ | 氏名 称又は 名 | 指定居宅サービス事業者 |
| 青森市下川原四字瀧の字 | 所主たる事務所の所在地 | 居宅サービス事業者 |
| 活型痴呆対応 | 類別 | 居宅サービスの種 |
| ムミント造道 | 名 | 居宅サービス事業所 |
| 丁目二の五 | 所在 | 事業所を |
| 平成三・八・三 | 月日 | 年指定期定 |

青森県告示第五百四十二号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行なう者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月九日

告示

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………（高齢福祉課）：一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………（同）：一
- 土地収用法による事業の認定……………（監理課）：二

青森県知事 木村 守男

青森県告示第五百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行なう者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月九日

| 株式会社アリスケアサービス | 株式会社サボート | 株式会社介護サポート | 有限会社修 | 坂字十和田市大字七相 | 五谷三七の三 | 弘前市九字石川 |
|---------------|-------------|------------|-----------|------------|-----------|---------|
| 丁八戸市小中野一 | 三弘前市大字富田 | 三丁目八の二 | 北津軽郡中里森 | の五四 | ツ谷三七の三 | 字石川九字石川 |
| 活型痴呆対応 | 通所介護 | 通所介護 | 通所介護 | 活型痴呆対応 | 貸与用具 | 痴呆対応 |
| 館くつろぎ保養 | デイサービスセンターエ | 富田町デイサ | 森デイ・サービ | グループホー | 会福協議会 | ムやすらぎ |
| 五八戸市小中野四 | 田弘前市大字富 | 田弘前市大字富 | 一宝町北津軽郡中里 | 七八の五四 | 三一五ツ谷三七の三 | 弘前市大字石 |
| " | " | " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " | " | " |

青森県報

第十九百三十一号

平成十三年十月九日（火曜日）

青森県知事 木村守男

| 指定居宅介護支援事業者 | | 居宅介護支援事業を行う事業所 | |
|----------------------------|---------------------------|----------------|---------------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 有限会社ケア サービス十和田 田イースト | 十和田市大字相 坂字高清水七八 の五四 | ケアサポートた かしづ | 十和田市大字相 坂字高清水七八 の五四 |
| 宝森介護支援セ ンター | 北津軽郡中里町 大字中里字宝森 | " | 北津軽郡中里町 大字中里字宝森 |
| | | 平成 三・八・三 | 年指 月日定 |

青森県告示第五百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年十月九日

青森県知事 木村守男

一 起業者の名称

岩木町

二 事業の種類

岩木町総合保健センター増築事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県中津軽郡岩木町大字賀田及び大字高屋地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦監場所

岩木町役場

| | |
|---------------|---------|
| 青森市長島二丁目一番一号 | 發行所・發行人 |
| 青森市古川二丁目一七番五号 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭

東奥印刷株式会社